

商品概要説明書

スーパー定期貯金<単利型>

(2026年1月1日現在)

商品名	・セカンドライフ応援定期貯金「GOGO 人生」
ご利用いただける方	・当JA管内にお住まいの個人のお客様
受入条件	<ul style="list-style-type: none"> ・受け取りから1年6か月以内の退職金・相続資金（相続により取得した預貯金の他、死亡保険金、不動産や株券等の換金代金を含む）（注1）または、「GOGO投資」満期金（注2）がお預入対象の資金となります。 ・すでにお預入いただいている定期貯金（本商品含む）のお預替えは対象外となります（注2）。 ・以前に本商品または特別金利定期貯金「55（ゴーゴー）人生」（2020年2月取扱終了）をご利用いただいた方は、お預入いただく資金（退職金・相続資金等）が異なる場合にはお預入が可能となります。 <p>（注1）退職金・相続資金を受け取った日・金額を確認できる資料のご提示が必要です。</p> <p>（注2）「GOGO投資」満期金からのお預替えは1回に限り対象となります。</p>
期間	<ul style="list-style-type: none"> ・定型方式・・・1年 ・自動継続（元金継続または元利金継続）にてお預かりします。
預入方法	
（1）預入方法	・窓口からの一括預入に限ります。
（2）預入金額	・300万円以上（預入金額の上限は、受け取った退職金・相続資金および「GOGO投資」満期金の範囲内となります。）
（3）預入単位	・1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利息	
（1）適用金利	<ul style="list-style-type: none"> ・預入時のスーパー定期貯金の店頭表示利率に「年0.35%」を上乗せした利率を満期日まで適用します。 ・年金予約・年金受給または給与振込契約をいただいたお客様は、預入時のスーパー定期貯金の店頭表示利率に「年0.55%」を上乗せした利率を満期日まで適用します。 ・自動継続後の適用金利は、自動継続日のスーパー定期貯金の店頭表示利率となります。
（2）利払頻度	・満期日以後に一括して支払いします。
（3）計算方法	・付利単位を1円とした1年を365日とする日割り計算をします。
（4）税金	・20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。※2037年12月31日までの適用となります。
（5）金利情報の入手方法	・スーパー定期貯金の店頭表示利率は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手数料	一
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。（貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率） ・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。 ・通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。

中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 <p>① 預入期間が6か月未満の場合 解約日における普通貯金利率 ② 預入期間が6か月以上1年未満の場合 約定利率×50%</p>
貯金保険制度 (公的制度)	<ul style="list-style-type: none"> ・保護対象 <p>当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店（所）または当JA担当部署（最終頁をご確認ください。）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話番号：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記JA担当部署またはJAバンク相談所にお申し出ください。 なお、直接お申し立ていただくことも可能です。 東京弁護士会（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249） 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 • 現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。 • 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的な内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」</p>
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・自動継続後は商品名が「スーパー定期貯金（単利型）」に切り替わります。